

令和6年第3回若狭町議会定例会会議録（第3号）

令和6年6月21日若狭町議会第3回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

1番	谷川暢一君	2番	川島富士夫君
3番	西村毅君	4番	倉谷明君
5番	増井文雄君	6番	藤田正美君
8番	熊谷勘信君	9番	島津秀樹君
10番	辻岡正和君	11番	坂本豊君
12番	今井富雄君	13番	北原武道君
14番	松本孝雄君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本隆司 書記 堀田美名子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺英朗	副町長	二本松正広
教育長	松宮毅	会計管理者	三宅宗左
総務課長	竹内正	総合政策課長	岸本晃浩
観光商工課長	田中啓司	税務住民課長	中西みや子
環境安全課長	中村辰也	福祉課長	山口勉
子育て支援課長	旭明男	健康医療課長	池田和哉
建設課長	吉村卓也	上下水道課長	飛永浩志
産業振興課長	中村和幸	パレア文化課長	山本裕之
歴史文化課長	松宮登志次	教育委員会事務局長	宮田雅秋

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第43号 若狭町税条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第44号 若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第45号 若狭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に關す

- る基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 46 号 若狭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 47 号 若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 48 号 若狭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 49 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 9 議案第 50 号 令和 6 年度若狭町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 51 号 令和 6 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 52 号 令和 6 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 53 号 令和 6 年度若狭町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 54 号 令和 6 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 請願第 2 号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書
- 日程第 15 請願第 3 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願
- 日程第 16 議員派遣報告及び議員派遣について
- 追加日程第 1 発議第 2 号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書について

(午前10時21分 開会)

○議長（辻岡正和君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（辻岡正和君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、13番、北原武道君、14番、松本孝雄君を指名します。

～日程第2 議案第43号から日程第15 請願第3号～

○議長（辻岡正和君）

日程第2、議案第43号「若狭町税条例の一部改正について」から、日程第15、請願第3号「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願」までの14議案を一括議題とします。

この14議案については、去る6月4日にそれぞれの常任委員会に審査、付託したものであります。

その審査報告書が提出されました。

各常任委員会委員長から審査報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、倉谷 明君。

○総務産業建設常任委員会委員長（倉谷 明君）

総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月4日、令和6年第3回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました案件は、議案2件、請願1件であります。

議案審査のため、6月12日午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、三宅会計管理者、竹内総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

まず、議案第43号「若狭町税条例の一部改正について」であります。地方税法の

一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、若狭町税条例の一部改正が必要となるものです。

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」ですが、海越浄化センター整備に伴う辺地対策事業債の発行及び措置のため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更するものです。

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、請願1件ですが、紹介者である北原議員に趣旨説明、意見聴取、質疑を行うため、出席を求め、審査いたしました。

請願第3号「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願」については、核兵器禁止条約への参加・署名・批准の手続を進めることを日本政府に求める意見書を日本政府と関係機関に提出することを願う内容のものです。

説明の後、質疑はなく、討論では、反対討論、核兵器禁止条約は日本も被爆国であるので、内容については賛同できるが、核兵器禁止条約には核保有国に対する支援も禁止とある。日本はアメリカと同盟国の立場であり、アメリカがもし核を使用することになった場合、支援しなければならない立場である。日米安保条約は大変重要であり、意見書を出すことには反対する。

討論を終結し、採決の結果、賛成者はなく、不採択にすべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託、審議依頼された議案及び請願の審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辻岡正和君）

次に、教育厚生常任委員会委員長、谷川暢一君。

○教育厚生常任委員会委員長（谷川暢一君）

では、教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月4日、令和6年第3回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました案件は、議案5件と請願1件であります。

議案審査のため、6月12日午後1時30分より、委員全員出席のもと、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、竹内総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を御報告いたします。

議案第44号「若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部改正について」であります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を一部改正するものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 若狭町に該当する事業所はどこか。

答 現状はない。

問 嶺南こころの病院の保育所は、第44条「保育所型事業所内保育事業所」の中に入らないのか。

答 「あすいく」については、認可外保育所であることから、この条例に該当する施設ではない。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号「若狭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、議案第46号「若狭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」、議案第47号「若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」及び議案第48号「若狭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、施設の種類に応じたサービス等の改正を行うべく、条例をそれぞれ一部改正するものです。

それぞれ説明の後、質疑、討論はなく、いずれも採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、請願1件であります。紹介者である北原議員から趣旨説明を聞き、意見聴取、質疑を行い、審査を行いました。

請願第2号「訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書」については、訪問介護職員の基本報酬の引き下げに対して若狭町議会として反対の意見を表明し、介護報酬引き上げの再改定を行うよう意見書の提出を求める内容のものです。

審査の過程における主な質疑では、

問 訪問介護事業者にとって、どれくらいの引き下げとなったのか。

答 点数に応じてであり、事業者の収入はこれしかない。おそらく3%程度だが、下

がったということは大きな収入減少となる。

問 若狭町の場合、今津から来ている事業者があると聞いている。この訪問介護事業をやめた例は町内にあるのか。

答 小規模多機能事業者では熊川の「ほたる熊川宿」があったが、昨年、この事業をやめている。人件費が賄えず訪問介護を行う人材が集まらないため、経営が成り立たない。人口が少なく事業所があまりないことから、効率が悪い。

質疑を終結し、討論では、

賛成討論 我々国民としては福祉の向上は避けて通れない政策であるが、都会と違い、地方はなかなかもうからない。介護を受けられないということから自宅で療養ができないことになると、福祉環境の悪化となるため、本請願のとおり、訪問介護費引き下げを撤回をしていただきたい。

反対討論 今、訪問入浴介護を受けている人は県外近隣の今津から来ていただいている。町内に訪問介護だけの事業所がないので、もし出すのであれば、その事業者のある自治体が出すと思われ、若狭町が賛成であるとして出す意味はない。

賛成討論 これは国が決めたことであり、全国的に困っている。国しか変えられないことなので、意見を言うべきである。若狭町には訪問入浴介護の事業所がないため、今津から来ている事業者がこの引き下げの影響を受ける。訪問サービスはもうからない仕事であるが、明日から来なくなると、今、車で来てもらい入浴サービス等を受けている若狭町の介護を必要とする人が困ることになる。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決しました。

以上、教育厚生常任委員会に付託、審議依頼された請願の審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辻岡正和君）

次に、予算決算常任委員会委員長、藤田正美君。

○予算決算常任委員会委員長（藤田正美君）

それでは、予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月4日、令和6年第3回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました、議案第50号「令和6年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」から議案第54号「令和6年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」までの5議案について、審査報告をいたします。

議案審査のため、6月13日午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、三宅会計管理者、竹内総務課長ほか関係課長等の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

まず、議案第50号「令和6年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」では、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億429万3,000円を追加し、予算総額を119億7,632万5,000円とするもので、歳入の主なものは、国庫支出金が1億6,996万円の増額、県支出金が4,705万円の増額、繰越金が4,558万3,000円の増額、町債が2,910万円の増額などであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

総務費では、地域活性化事業で750万円の増額、住民税非課税世帯等生活支援給付金事業で1億3,983万円の増額など、合わせて1億5,785万4,000円の増額、民生費では、社会福祉施設管理事業で250万円の増額など、合わせて329万9,000円の増額、衛生費では、予防接種事業で4,253万7,000円の増額、農林水産業費では、水田農業機械施設等整備事業で2,149万6,000円の増額、農地耕作条件改善事業で1,050万円の増額など、合わせて5,197万9,000円を増額、商工費では、観光DX推進事業で270万円の増額、土木費では、道路維持修繕事業に1,200万円の増額、道路改築事業に2,755万3,000円の増額など、合わせて4,010万5,000円の増額、教育費では、学校規模配置適正化事業に411万2,000円の増額、地域部活動体制整備事業に130万円の増額など、合わせて581万9,000円の増額であります。

以上が一般会計補正予算（第1号）の概要であり、次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、総務課関連では、

問 DX推進事業の地域活性化企業人の副業型について、月に1日以上若狭町に滞在しないといけないのか。一般社員は厳しいのではないのか。

答 1日以上、役場で勤務していただくこととなっている。都会の企業ではフレックスタイム制をとっているところもあり、勤務時間外や有給休暇を有効活用していただきたい。

税務住民課関連では、

問 住民税非課税世帯等生活支援給付金事業では、自治体の作業が煩雑になると言われているが、どのような作業が発生するのか。

答 システムによる給付金対象者の抽出を行い、その後、対象者を再度確認する作業や郵送作業、申請書類の確認、問い合わせへの対応をする。ここに時間を要すると考える。

子育て支援課関連では、

問 ハイリスク妊産婦の対象とはどういうものなのか。

答 超未熟児や早産、多胎児等、分娩が厳しい状況が考えられる妊産婦である。

健康医療課関連では、

問 新型コロナウイルスワクチン接種費用の公費負担は全国一律か。

答 国の負担分については全国一律である。各自治体の残りの負担分は自治体により異なるが、若狭町は県内自治体の標準と考える。

産業振興課関連では、

問 沿岸漁場環境改善事業について、円筒型のプラスチックメッシュを藻場に利用しているが、海洋プラスチックごみが問題となっており、経年劣化すると思われる。管理はどのようにするのか。

答 沈下作業とともに今後の管理も地元漁協が行う。

建設課関連では、

問 町道南部35号線改良事業の進捗状況について、遅延理由は何か。

答 国交省への引継ぎ書類を作成している段階であるが、国交省との協議に時間を要している。協議が終了次第、地元説明に入らせていただく。

問 舗装改良事業の東部224号線は、嶺南東特別支援学校の通学路となっているが、歩道がなく危険である。ゾーン30にできないか。

答 ゾーン30は環境安全課関連となるため、協議し検討する。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計補正予算及び企業会計補正予算の概要について申し上げます。

議案第51号「令和6年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ924万円を追加し、予算の総額を15億8,580万1,000円とするもので、県支出金及び基金繰入金を財源として電算システム改修に係る一般管理費を増額するものです。

議案第52号「令和6年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,359万6,000円を追加し、予算の総額を19億5,484万円とするもので、国庫支出金を財源として介護認定審査会費を増額するものです。

議案第53号「令和6年度若狭町下水道事業会計補正予算（第1号）」は、資本的収入の企業債で1,480万円の増額、資本的支出の下水道施設改良費で1,485万円

を増額するものであります。

議案第54号「令和6年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」は、資本的収入の負担金で632万円の増額、資本的支出の病院建設事業費で同額を増額するものです。

次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

国民健康保険特別会計関連では、

問 マイナンバー保険証に関するシステム改修は国が責任を持ってやるべきである。国からの特別交付金で足りない部分を国民健康保険特別会計の基金で補填するのは違うのではないか。

答 予算は現行の制度で算出したものであるが、補助の拡充をお願いしているところである。今後も国が責任をもって実施するよう要請していく。

質疑を終結し、議案第51号「令和6年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」から議案第54号「令和6年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」の4議案について、それぞれ討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全議案、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辻岡正和君）

各委員長の報告が終わりました。

これより、各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第43号「若狭町税条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第43号「若狭町税条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定す

ることに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、議案第４３号「若狭町税条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４４号「若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第４４号「若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、議案第４４号「若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４５号「若狭町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第４５号「若狭町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、議案第４５号「若狭町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４６号「若狭町指定介護予防支援等の事業の人員および運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第４６号「若狭町指定介護予防支援等の事業の人員および運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、議案第４６号「若狭町指定介護予防支援等の事業の人員および運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４７号「若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第４７号「若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛

成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、議案第４７号「若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４８号「若狭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第４８号「若狭町指定地域密着型介護予防サービスの人員の事業の人員、設備および運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、議案第４８号「若狭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４９号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第49号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、議案第49号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号「令和6年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第50号「令和6年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、議案第50号「令和6年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号「令和6年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第51号「令和6年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、議案第５１号「令和６年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第５２号「令和６年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第１号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第５２号「令和６年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第１号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、議案第５２号「令和６年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第１号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第５３号「令和６年度若狭町下水道事業会計補正予算（第１号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第５３号「令和６年度若狭町下水道事業会計補正予算（第１号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、議案第５３号「令和６年度若狭町下水道事業会計補正予算（第１号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第５４号「令和６年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算

(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第54号「令和6年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長(辻岡正和君)

起立全員です。したがって、議案第54号「令和6年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算(第1号)」は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号「訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書」に対する討論を行います。

討論の通告があります。

発言を許します。

2番、川島富士夫君。

○2番(川島富士夫君)

請願第2号「訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書」の教育厚生常任委員会委員長報告に対しまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の介護報酬改定により、訪問介護報酬が引き下げになった経緯は利益率にあります。直近に行われました経営実態調査によりますと、訪問介護の利益率は7.8%だったそうです。これは全サービスの平均利益率2.4%を大きく上回っております。簡単に言いますと、訪問介護がもうけ過ぎているから、調整として基本報酬を引き下げるというものです。

以上の経緯を踏まえたうえで、委員長報告に対して反対する主な理由は次の4点です。

1、今回の介護制度改定で、厚労省は、介護報酬は1.59%の引き上げ、それに加えて、0.45%引き上げも分もあり、全体で2.04%の引き上げになると算定をしております。それを制度改定をして間もないこの時期に、撤回しろとか、もっと報酬を上げろというのは拙速に過ぎると思います。

2、今、訪問介護費引き下げを撤回し、介護報酬引き上げを行えば、利益率の差がさらに大きくなります。

3、介護制度については、3年に一度、改定が行われます。それまで経過を観察する必要があると思います。

4、訪問入浴介護事業所のない本町は本請願を取り上げる必要性を感じられません。ほかの市町の動向を見てからでも遅くはないと思います。

以上の4点をもって、本請願の委員長報告に対しての反対討論といたします。

議員各位のご賛同を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

原案に賛成者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

それでは、ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

請願第2号「訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（辻岡正和君）

起立多数です。したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

（午前11時08分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

お諮りします。ただいま12番、今井富雄君から、発議第2号「訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書について」が提出されました。

発議第２号を日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、発議第２号を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決定しました。

追加日程第１、発議第２号「訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書について」を議題とします。

意見書案については、お手元に配付のとおりです。

本案について、提出者から趣旨説明を求めます。

１２番、今井富雄君。

○１２番（今井富雄君）

それでは、発議第２号「訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書について」、提案の趣旨説明を申し上げます。

身体援助や生活援助などの訪問介護は、独居の方をはじめ、要介護者や家庭の在宅での生活を支えるうえで必要とされるサービスですが、３年に一度の介護報酬の改定により、訪問介護の基本報酬が今年７月から引き下げられました。

しかし、この引き下げにより、訪問介護を行う事業所、とりわけ小規模零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になるおそれがあります。

基本報酬の引き下げは、事業所の運営経費に多大な影響を与え、深刻な人手不足にさらに拍車がかかり、高齢者への介護サービスの提供にも影響しかねません。高齢になっても住みよい社会を実現するために、充実した介護サービスの提供と介護における優秀な人材を確保するため、訪問介護報酬引き下げの撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行っていただくため、お手元の案のとおり、意見書を政府関係者に提出したいと考えております。

趣旨を御理解のうえ、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明とします。よろしく申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発議第2号「訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書について」、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（辻岡正和君）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

次に、請願第3号「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

13番、北原武道君。

○13番（北原武道君）

本請願、採択すべしという賛成の討論を行います。

被爆者を先頭とする「原水爆禁止」の声が世界を動かし、2021年、「核兵器禁止条約」が国際条約として発効いたしました。

その後、この条約に参加している国々が集まり、「核兵器禁止条約締約国会議」がほぼ1年間隔で開催されています。この会議には、まだ条約に参加していない国もオブザーバーとして参加することができ、ドイツなどが参加しています。

このように、国際社会は、核兵器が三たび、使用される危機をはらみながらも、一方で核兵器禁止に向かって進んでもいます。

そんな中、唯一の被爆国である日本は、核兵器禁止条約に参加もしておりませんし、締約国会議へのオブザーバー参加もしていません。

日本国憲法は、第9条で「戦争はしない」「戦力を持たない」ことをうたっています。しかし、現実には自衛隊と日米安保条約が存在しています。

安保条約は、「日本の防衛」が建前ですが、今や地球規模の軍事同盟にエスカレート

してしまっています。

「集団的自衛」、つまり「自国防衛のためだけでなく、アメリカが戦争にかかわれば、その戦争にも参加する」、そして、「敵基地に対する先制攻撃も辞さない」これが、日米安保条約の現在の姿であります。言うまでもなく、アメリカは核保有国であり、核兵器は直ちに使用できるように常に準備されております。

中国、北朝鮮も、核兵器を保有し軍備を拡大しています。中国から見れば、台湾という、北朝鮮から見れば韓国という「民族が分断された状態にある」「地域紛争の火種を抱えている」、これは歴史上の事実であります。この歴史の解決は、武力によってではなく、当事者同士の粘り強い話し合いによって、平和的に行われなくてはなりません。

「台湾有事は日本の有事」などと喧伝されていますが、日本は当事国ではありません。ウクライナやガザでは、不幸にも地域紛争が戦争にエスカレートしてしまいました。ウクライナに対するロシアの攻撃、パレスチナに対するイスラエルの攻撃は、どちらも核兵器で威嚇しながら継続されています。核兵器が「戦争の抑止力」ではなく「戦争の推進力」になっているわけです。

核兵器で威嚇することは、核兵器禁止条約違反であり、人類的犯罪に相当します。

世界から戦争をなくするためにも、北東アジアでの戦争を未然に防ぐためにも、核兵器は禁止されなければならないことは明白であります。

総務産業建設常任委員会の審査の過程で、安保条約があるので、核兵器禁止の立場がとれないと、こういう意見がありました。

日米安保条約やNATOなど、世界にまだ軍事同盟が存在するもとでも核兵器を禁止することは可能です。それは、実際、様々な国際的軍縮条約が存在し、それが現に機能していることから明らかであります。「核兵器廃絶」に反対の人はいません。そのような国もありません。

日本の役目は、「核保有国と非保有国の橋渡しをすること」などと言うなら、まず、日本自らが「核兵器禁止条約」に加盟し、核保有国に参加を説得する、それが筋であります。それが、唯一の被爆国、そして、憲法9条を持つ国の役目であります。

以上、賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

次に、原案に反対者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。

請願第3号「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

[起立少数]

○議長(辻岡正和君)

起立少数です。したがって、請願第3号は不採択とすることに決定しました。

次に、日程第16「議員派遣報告及び議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。本件については、お手元に配付したとおり報告し、また派遣することにしたと思います。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

異議なしと認めます。

よって、本件については、お手元に配付のとおり報告し、また派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもって、令和6年第3回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月4日の開会以来、本日まで18日間にわたり、提案されました条例の一部改正、令和6年度若狭町一般会計補正予算をはじめ、特別会計補正予算、企業会計補正予算などの議案について、終始熱心に審議をいただき、本日ここに、その全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

理事者各位におかれましては、本定例会において成立いたしました諸議案の執行にあたりましては、住民福祉向上のために、なお一層の努力を払われるよう希望するものがあります。

終わりに、本会期中に賜りました議員、理事者各位の御協力に対しまして、心より厚くお礼を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長より、閉会の挨拶があります。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月4日の開会以来、本日まで18日間にわたり、令和5年度若狭町一般会計及び企業会計予算の繰越計算書の報告、条例の一部改正のほか、令和6年度一般会計補正予算など、重要案件につきまして、本会議並びに各常任委員会において、慎重に御審議のうえ、先ほどは全ての議案を原案のとおり可決をいただき、まことにありがとうございました。

また、本定例会におきまして、議員の皆様方から賜りました御意見や御指導につきましても今後の町政運営に十分留意してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、出水期に入り、雨が多い時期となりましたが、今年は梅雨入りが平年に比べて遅れており、6月中旬には真夏日を記録するなど、大変暑い日が続いております。

しかし、6月14日には、沖縄県、鹿児島県奄美地方で記録的短時間大雨情報が発表されたように、短時間に狭い範囲で非常に激しい雨が降り、河川の急激な増水や道路や住宅の浸水などの被害が大きくなる傾向にあります。

町といたしましては、台風や集中豪雨による被害を軽減し、災害から町民の皆様の生命、財産を守ることを目的とした水防訓練を去る6月8日に実施させていただきましたが、今後の大雨や台風などに備え、町民一人一人の防災意識を高めるとともに、町職員も常に緊張感をもって、日々の業務に取り組んでまいりたいと考えております。

来月になりますと、本格的な夏の行楽シーズンを迎え、7月4日には「浜開き式」も行われる予定となっております。引き続き、若狭町の魅力を町民の皆様方とともに磨き上げ、全国に発信をしてまいります。

結びになりますが、議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、町政発展のため、ますます御活躍いただきますよう御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（午前11時30分 閉会）